

5) 排ガス中のばい煙濃度

焼却炉	項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定年月日				17日										
	硫黄酸化物	K値	8.0		0.04										
	ばいじん	g/m ³	0.08		0.007										
	塩化水素	mg/m ³	700		74										
	窒素酸化物	ppm	250		210										
2号炉	測定年月日				17日										
	硫黄酸化物	K値	8.0		0.03										
	ばいじん	g/m ³	0.08		0.004										
	塩化水素	mg/m ³	700		3.5										
	窒素酸化物	ppm	250		180										

6) 排ガス中のダイオキシン類濃度

焼却炉	項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定年月日														
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1												
2号炉	測定年月日														
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1												

7) 冷却・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日

区分		実施年月日						
1号炉	冷却設備	4月23日	5月28日					
	排ガス処理設備							
2号炉	冷却設備	4月23日	5月28日					
	排ガス処理設備							

(別 紙)

施設維持管理に関する計画

1. 施設へのごみ投入は、施設処理能力を超過しないものとします。
2. 燃焼室へのごみ投入する場合には、出来るだけ混合します。
3. 燃焼室へのごみ投入は、定量して投入を行うものとします。
4. 燃焼室中の燃焼ガス温度は800度以上に保ちごみを焼却します。
5. 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
6. 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
7. 運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼します。
8. 燃焼室中の燃焼ガス温度を連続的に測定します。
9. 集塵機に流入する燃焼ガスの温度を200度以下に冷却します。
10. 集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定します。
11. 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去します。
12. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定します。
13. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が、 $1.0\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下になるようにごみを焼却します。
14. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回、測定を行います。
15. 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度(硫黄酸化物・ばいじん・塩化水素・窒素酸化物に関わるものに限る。)を定期的に測定します。
16. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
17. ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
18. 火災発生を防止する為に、必要な処置を講ずると共に消火器その他の消火設備を備えます。